

令和4年度第6回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年9月5日（月）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第37号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第38号 農地の転用の許可の申請について

議案第39号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第40号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第41号 非農地交付申請について

議案第42号 農用地利用集積計画について

議案第43号 農用地利用配分計画案について

報告

報告第27号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第28号 現況証明願について

報告第29号 農地の転用のための届出の受理について

報告第30号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二、5番 柴田 若江

6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、9番 近藤 健次

10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一

14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享

29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄

33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正

37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

1 番 石川 修次、17 番 片岡 幸雄

(農地利用最適化推進委員)

28 番 高木 政昭

5 出席事務局職員等

農業委員会事務局 事務局次長 牧野 徳之、総務係係長 遠藤 研吾

主事 栗生 大樹、事務員 蜂須賀 通世

農務課 主査 伊藤 輝

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、1 番の石川 修次委員、17 番の片岡 幸雄委員、28 番の高木 政昭委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは 12 番の大竹 博久委員と 13 番の加藤 健一委員をお願いいたします。それでは議事に従いまして、議案第 37 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

早川 委員：申請番号 26、27、28 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 29 日。本議案は、5 月 9 日の農業委員会総会で買受適格証明願が出され、今回申請地を取得するにあたり、3 条の申請が出ております。農地については、町内の専業農家の方が元々耕作をされており、この度申請者がその農地を譲り受けて耕作をするものです。調査項目に問題となるところはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとしたします。次に議案第 38 号を議題としたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

羽根田 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 24 日。本案件は、現在アパートに住んでいる申請人が、家財道具が多く手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築するものです。申請人は元々農家の方で、本家に住んでいたのですが、奥様を亡くされてから家を売却し、現在のアパートに住むことになったそうです。申請地のすぐ隣は集合住宅が建っており、現在申請地は駐車場として使われているため、始末書が添付されています。申請地の面積が広いため、宅地以外の部分については、畑として使っていくとのこと。調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可としたします。

川澄 委員：申請番号 10 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 28、29 日。申請地の地目は畑ですが、現状は荒れていて、周囲も雑木が生えており、農業用機械が入るのも難しい状態となっています。土地所有者は高齢で、農作業することも困難だそうです。申請地には杉を植えて、山林として管理したいとのこと。周辺の方にも事業計画を説明し、理解を得ております。調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可としたします。

柴田(享) 委員：申請番号 11 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 30 日。本案件は、農業法人が観光農園を開くにあたり、申請地が隣接する道路より低くなっているため、嵩上げをして、畑として利用したいというものです。賃貸の有無、地域農業への影響はありません。被害防除措置、用排水等も適であります。よって調査員総合意見としては可としたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 11 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に議案第 39 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 8 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

中根 委員：申請番号 47 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 1 日。調査担当委員の石川委員が本日欠席のため、代わりに中根が発表いたします。本案件は、申請地の隣接地にあたる工場の、従業員駐車場及びお客様駐車場として利用してきたものを是正するための申請です。申請地の状況はすでに駐車場となっておりますが、申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響等は問題ないとのことです。また、その他問題となるところはないようですので、調査員総合意見としては可となっております。

木俣 委員：申請番号 48 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 28 日。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響等は問題ありません。その他問題となるところはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 49 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 28 日。調査項目に問題となるところはありますが、現在一部を駐車場として貸しているとのことで、始末書及び是正計画書が添付されています。申請書の内容のとおり正しく転用するとのことです。調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 50 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 30 日。申請地の状況は田となっております。申請事由につきまして、現在夫婦と子どもの 3 人で一戸建て住宅に住んでいますが、家財道具が増え手狭になってきたため、母親所有の申請地に分家住宅を建築したいとのことです。地域農業への影響は問題ありません。被害防除措置、用排水等も適

です。なお、北側の田については、今後畑として利用していきたいとのことで、同時に農地改良届が提出されています。その他問題となるところもありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

大竹 委員：申請番号 51 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 24 日。申請当事者の氏名は議案書のとおりでございます。本案件につきまして、現在家族で賃貸住宅に暮らしていますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になってきたため、父親が所有する土地に分家住宅を建築したいというものです。申請地の状況は地目上畑となっていますが、現状駐車場として使用されており、始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地、最寄りの集落からの距離は 50m 以内で集落に隣接しておりまして、貸借もありません。地域農業への影響も問題なく、被害防除措置及び用排水等も適でございます。よって調査員総合意見としては可といたします。

杉浦 委員：申請番号 52 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 25 日。本案件につきまして、美合町にある岡崎サービスエリアの駐車場修繕に伴い、修繕用の資材を置くための資材置場として申請地を利用したいというものです。現地を確認し、申請地は駐車場に隣接しており、現在は何も耕作されておられません。近隣への聞き取りの結果、地域農業への影響に問題のないことは確認済みです。よって調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享） 委員：申請番号 53 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 30 日。本案件は、母親の土地を娘が借りて、そこに分家住宅を建築するものです。地目は田となっていますが、現在家が建っており、いつ頃から建っているかについては不明だそうです。貸借はなく、地域農業への影響も問題ありません。被害防除措置、用排水等も適でございます。よって調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 54 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 27 日。本案件は、石材店を営む受人が、墓じまいの需要拡大に伴う墓石解体処理に対応するため、申請地に産業廃棄物中間処理施設を設置したいというものです。騒音等における近隣への影響がなく、また交通の利便性が高いことから、申請地に設置したいとのことです。申請地は現在不耕作地で、申請内容及び現地調査により、地域農業への影響も問題ありません。よって調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：申請番号 54 番について、産業廃棄物中間処理施設を設置するという点で、環境部との調整があったのか、また、周辺への影響という点でどのような配慮がなされるのかについて教えてください。

事務局：環境部との調整という点について、産業廃棄物中間処理施設を設置する際は、設置許可や産業廃棄物処分業許可が必要となります。設置許可については、申請の段階で許可が下りていることを確認しております。処分業許可については、同時申請で出されており、概ね許可の見込みがあるということで、こちらとしても申請を受け付けております。また、今回設置する施設が、都市計画課が所管する特定事業に該当するため、事業者の方から地元住民へ説明を行い、住民からの理解を得ているとのことですので。今の時点で問題があったという話は聞いておりません。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第40号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

加藤(春) 委員：申請番号4番 調査年月日は令和4年8月28日。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事できなくなったことによるものです。申請人に聞き取りを行ったところ、対象者の方は年間200日程度農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に議案第 41 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

中根 委員：申請番号 6 番 調査年月日は令和 4 年 8 月 24 日。本案件につきまして、地目は畑となっていますが、荒れて山林化しており、意図的に荒廃させた痕跡はありません。農業用機械で復元することは困難な状況です。周りも山林に囲まれています。地域農業への影響はありません。よって調査員総合意見としては可といたします。

舩 委員：申請番号 7 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 1 日。元々は畑や田として使っていましたが、40 年程前に耕作できなくなり、山林に植え替えたとのこと。現況としては山林で、周辺状況も一帯が山林となっています。地域農業への影響はありません。よって調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものいたします。次に議案第 42 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に議案第 43 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2 件
現況証明願について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	4 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	27 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 16 分終了—